

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年7月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

2番	宮田 孝	4番	齋藤 ゆみ
----	------	----	-------



議長 それでは議案一覧表に基づき、第32号議案から第35号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第32号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

**【議案説明】**

地上権とは、建物等の工作物を所有するために他人の土地を使用する権利のことです。譲受人が自宅の水道管の引き込み用に、譲渡人の農地を使用していることから地上権の権利設定となります。

なお、申請地は水道管が埋設されておりますが、土地の表層は、畔など農地の現況を保っており、転用行為がないことから、農地を農地のままで権利設定を行う農地法第3条による申請となりました。

続いて議案書3ページをご覧ください。第33号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

続いて4ページをご覧ください。番号1番。

**【議案説明】**

申請者は■■■■■に本社を置く運輸会社です。現在、■■■■■  
■■■■■に犬山営業所を建設しており、8月末の完成、業務開始を予定しております。併せて犬山市にトラックの駐車場を整備し利用することを検討しておりました。

申請地は建設している営業所に近く、必要最低限の転用で有効な面積を確保できるため本申請となりました。

地図資料を御覧ください。申請地の周囲には化粧ブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水は雨水浸透疎外行為等許可を得まして、地下浸透貯留施設にて処理します。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー（イ）で、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号2番。

#### 【議案説明】

申請者は■■■■■■■■■■にて電気工事業を営んでおりますが、事業が拡大し仕事量が増えてきたことから既設駐車場及び資材置場が手狭になってきております。本申請地は事業所から近いことから従業員の移動の手間がなく、効率的な資材の搬出入ができるため本申請をすることとなりました。

地図資料を御覧ください。申請地の周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水は砂利敷きにより自然浸透にて排水します。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー（ア）－b－（b）で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー（イ）で、許可をすることができる、に該当します。

議案書の5ページを御覧ください。続いて番号3番、

## 【議案説明】

譲渡人は、申請地の耕作を続けていくことが困難なため、申請地を管理できる人に任せたいと考えていたところ、近所に住む譲受人が[ ]で駐車場用地を探していることを知り、本申請をすることとなりました。

今回のポイントとして、許可の判断をするための一般基準の一つに転用の確実性があります。貸駐車場は貸し手が決まらない状況で転用してしまうと、転用目的以外の用途に使われてしまう可能性があるため、確実に借り手があるかがポイントになります。敷設予定の駐車場は、事業者の車を3台、個人用の車を2台分に貸し出す予定で、借り手も確保されております。

地図資料を御覧ください。申請地の周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水は自然浸透により処理し、処理しきれない雨水は南側前面道路側溝にて排水します。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー(ア)ーbー(b)で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

続いて議案書の6ページをご覧ください。第34号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。

議案書の7ページをご覧ください。

## 【議案説明】

相続人が相続した農地について、相続税の納税猶予の適用を受けるため、本証明願の申し出がありました。申出地は水稻の耕作を行っており、適正に耕作がされておりました。

続いて議案書の 8 ページをご覧ください。第 35 号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の 9 ページを御覧ください。今月の案件は、2 件で、農地中間管理機構を仲介しない、相対での利用権設定となります。

整理番号 1 番が城東地区、2 番が楽田地区の案件となります。説明は以上です

議長

ただいま事務局から第 32 号議案から第 35 号議案までの説明がありましたが、これについて質問、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

議長

一つ私聞いていいですか。

前回の研修でお話があったかもしれませんが、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。

相続税の納税猶予ってというのがありますよね。この制度の中身みたいなことちょっと簡単に説明していただきたいと思えます。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

相続税の納税猶予という制度ですけれども、いわゆる農家の方がですね、その農地の相続を受けるときにたくさん農地をお持ちの方の場合だと、特に相続税が多額になるということで、その場合、農地を切り売りして、相続税を納めたりというようなことが可能性として考えられます。そういったことを続けていくと、もともとたくさんあった農地が、世代を経るに従ってどんどん少なくなっていて、その農地の所有というものが細分化されていってしまいます。こういったものが、農業経営に支障があるということで、このような農地につきましては、相続税ですとか、あと贈与もあるんですけれども、納税の猶予とい

う制度が設けられております。

その具体的な要件としては、農地がきちっと耕作されているということが条件になっております。適切に管理がされている栽培がされているという条件ですから、この点につきまして事務局の方で現地確認をさせていただいて、適切に耕作されているということを確認した上で、こちらの総会の方の議案に附議させていただいております。

今回こちらの適格者証明ということで、議案で皆様にご審議いただくんですけれども、こちらの農業委員会の方でご承認をいただいた後に、事務局からこちらの相続者に対して適格者証明書というものを発行しております。相続人はこちらの適格者証明書というものを税務署の方に提出しまして、結果として相続税の納税が猶予されるということになります。

この猶予される期間なんですけど、基本的にはこの相続人が、お亡くなりになるまで猶予されるということになります。ですので、例えばですけれども、1回納税猶予を受けて、その時に相続税や贈与税を納めないということで何年か過ごしていく中で、例えば途中で耕作がされない状況になりまして、適切に管理されていないということが判明しますと、その時点で、延滞利子税も含めた相続税をお支払うという形になりますので、非常に相続人にとっても責任の重い手続きということになります。

相続税納税猶予を受けた後なんですけれども、3年に1回しっかり耕作がされてるかどうかなんていうことを、またこちらも税務署からの案内に基づいて、農業委員会の事務局の方で現地確認をしておりますので、今回この納税義務を受けるための取っかかりということでご審議をいただくんですけれども、その後の耕作が適切にされてるかどうかのフォローというのは事務局の方でさせていただいておりますので、ご了承ください。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。よくわかりましたが、3年に1回の現況調査で、過去の例で、これはちょっとというよう

なことが、当然さかのぼって云々ていうのはなかなかこれは実際には難しいんでしょうけど、そういうちょっとこの状態ではということで、強めの指導されたようなことってありますか。

事務局

はい。過去、そういった事案というのがございまして、やはり当初、相続税納税猶予ということでご自身できちっと管理されていくということで、この制度を受けるわけなんですけれども、やはり年齢を経られて、体力的にもかなり厳しくなってくるという状況があったときに、どうしても耕作の状況として、不適切な状況というのが出てくることがございますので、そういった場合につきましては、その時に適切に管理されていないということで、納税猶予の打ち切りということになってしまうと、やはり経済的にもかなり相続人の方に大変な思いをされるということもあります。ですので、その機会をとらえてですね、適切に耕作の管理をしていただくように指導をさせていただいた後、一定の期間の中できちっと保全管理等が最低限されているという状況であれば、途中経過の管理につきまして農業委員会事務局の方で、適切ということでご報告をさせていただいた案件はございました。

議長

ありがとうございました。

その他、ご質問等ございますか。

宮田委員

配置図を見ますと、地下貯留槽を作るっていうことになってますけど、オーバーフローした場合の雨水はどういうふうに処理されるか聞いておりますか。

今どこでも雨がいっぱい降って貯留槽がオーバーフローする可能性があると思うんですよ。というのは、          でもね、            が、貯留槽じゃないけど、自然浸透によって周りの田んぼが、皆さん、今年一枚だけ田植えしていない田んぼがあるんですよ。というのは、そっから来る水によって田んぼが乾かないもんで、コンバイン入って、3回も4回も引っ張ってもらっ



て、お金が相当かかるので、もう今年は植えないという結論を出したところが見えるんですよ。

だからここも、反対が確か田んぼか畑だと思うんですけど、このオーバーフローした雨水をどうされるんかということは聞きたいんです。

事務局

ご質問にお答えします。この特定都市河川の法律には計算の仕方というのがありまして、いわゆるこれはやる目的としては、一時抑制といいますか、一旦、いわゆる公共水域といいまして、道路の側溝とか川のこと言うんですが、そういうところに入るのを一時的に抑制してとどめておくということが一番の目的で、この制度というものがございます。

で、今のお話ですと、ここで流れてきた水がこの貯留槽に入りまして、今委員がご質問の、満タンになったらどうなるんだというところですが、それは一時抑制という、一時の時点が過ぎた状況でのオーバーフロー分っていうのは、いわゆる普通に側溝の方へ流れていくという、理解になると思いますが、法の趣旨としての一時抑制という部分で全部が全部貯留をするという意味合いではないもんですから、そういった部分でその容量というのを計算されまして、この申請が県になるんですが、そこで審議を受けた結果でやってるということで、結果として地下浸透を促してるから、周りが湿気るんじゃないかというような今お話だったと思うんですが、その部分と、今の農地っていうのはやってることというのは若干違うんですけども。

ご質問の中でいくとオーバーフロー分はオーバーフローすることになって参りますので、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

その他ご質問等は、はい、どうぞ。

宮島委員

この本耕作地とか畑の隣に駐車場利用されることが結構あるんですけど、畑とか隣接してる場合、結構作業性が変わってき

たりとかするんですね、飛び石とか、草刈とか、農薬の問題とか飛んだりとかの問題が出てくるんですけど、それって何か利用者にその辺の対策を講じてもらうことはできないんでしょうかね。

事務局

はい。

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

基本的に農地転用の申請をご提出していただくときに、例えば隣接に農地がある場合、その隣接の農地の所有者の方への承諾書ということで、お付けいただいております。承諾書を取る過程におきまして、例えば耕作の状況ですとか、隣の土地がそういった農地以外の土地になるっていうことに関連して、いろんな処置を講じていただくってことは当然交渉としてやっております。また、申請書のところにですね、その被害防止の観点から、万一支障がおよんだ場合、その事業計画者において、対処するという旨のご署名をいただいておりますから、基本的にはそういった流れの中で調整をしていただいているというふうに認識しております。

今回の件については、図面を見ていただくと西側の畑にですね、通うための通路が転用してしまおうとなくなるので、この点については事務局の方から申請者に話をしまして、必ず通路として通れるように、そこは確保してくださいと、転用地に関しても取れるように話をいただいております。それに基づいて隣地の同意とかをいただいているということですので、申し添えさせていただきます。以上です。

議長

はい。

はいどうぞ宮田さん。

宮田委員

先に関連することですけど、関係ないかもしれませんが。

ここの駐車場も全部埋め立てるわけでしょ、早い話が。これを埋め立てるときにコンクリート打ちますよね。田んぼなんか

を埋め立てるときに、コンクリートで固めて壁を作って、埋め立てるじゃないですか。その時コンクリートに。穴が開いてないといけないんですよ。あれがあるから、田んぼに水が入るんですよ。穴があるから。地下浸透式ってカッコいいこと言うけどね、地下浸透式のその穴から水がたくさん出とるんですよ。ほんで田んぼにまるつきり入っちゃうんですよ。

だから、建築許可で穴開けなきゃいけないというのはわかるけど、その辺を、もう皆さんにも言うけど許可するとき、側溝に入るように作ってもらうとかね、そういうふうにしないと田んぼにみんな水が入っちゃうんです。雨が入っちゃうんです。だからその辺のことも頭に入れておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

事務局

ありがとうございます。

今後ですねこういった似たような案件で、隣接農地への影響性というところで、申請の段階で事業者の方とそういった、側溝ないしそういった水抜きですね、処置していただけるというようなこともあわせて指導していきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

議長

その他ご質問ご意見等を、どうぞ。

鈴木委員

楽田の推進委員の鈴木と申します。

第30号議案の2ですね、9ページになりますかね。図の書いたやつだと一番最後になりますけども、使用貸借3年果樹園となっておりますけども。

俗にね桃栗三年柿八年というようなこと言って、3年では、どうでしょう。

この辺で考えられるのは、梨とかブドウとか、みかん、或いは、イチジクですかね、あと考えられるのは。この果樹園っていうのは、何に使うかいうことは、一応申請者から出てますでしょうかしら。

それと今言ったように、3年でちょっと成果が出るとは思えないけども、これも使用貸借にしる賃貸借にしる、3条で貸すよ、借りるよですとか、そのことが重要なのか、これ新規になってますので、その辺のところ、どのように、お考えでしょうか。特に3年ということ。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、何を作られるかということなんですけど、ブドウを作られます。ただ自営ではなくて、ポットの中に苗を入れまして苗の中で育てる、根域栽培という方法だそうなんですけども、そういった手法に基づいて、こちらで栽培をされます。

なので、簡単に持ち運びができるものではないんですけれども、地植えではないので、例えばこの3年間の使用貸借が終わった後、再設定がされない、続けて土地が使えないということになった時でも、一応そういった果樹としては、持ち運びができる状態というところですので、多分そういったところを勘案して、この借り人の方は考えられていると思います。

続いてこの今回のこの農用地の利用集積計画と3条との関係というところなんですけれども、こちらの方はですね農地法の3条に基づいてこういった使用貸借の権利設定というのも、確かにおっしゃる通り可能なんですけれども、農地法につきましては、一度設定をしてしまうと、なかなか土地の契約の解除のところに関しまして、一部自動更新のような形で権利が続いていく場合があります。

そういったところを土地所有者さん側の方としては、一旦貸してしまうとなかなか戻ってこないっていうようなところで、農地法に基づく権利設定というものを回避される傾向はあります。

今回のこちらの農地利用集積計画というのは、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、貸借の権利設定をするんですけれども、こちらの制度につきましては自動更新制という形をとっておりませんので、今回のこの3年間の貸借期間が満了

すると、所有者さん側の方で、農地の貸し出しの更新意向、継続意向というのがない場合は、自動的に土地が戻ってくるといふ形になりますので、そういった点も踏まえて、今こちらの利用権というんですけれども、利用権設定という形をとるの方が圧倒的に多いということになります。

鈴木委員

はい、ありがとうございました。

それと全く余分な話でね、これ審議、或いは議題ということではおかしいかもしれませんが、ちょっと現場見て参りましたら、この申請地の南がいわゆる耕作放棄地っていうんですかね、1メートル2メートルどころか、数メートルの高さの木がね、うっそうとまではいかななくても、茂っておったっていうふうに見受けましますけども、こういうことは全くこれ参考で結構ですけども、委員会の方で云々ということじゃないですかねその隣地のこと。

事務局

そうですねちょっといろいろな観点から考えることができると思うんですけれども、まず農業委員会、特に推進委員さんたちに関しましては、農地の利用最適化活動ということで、こういった周辺農地のパトロール巡回をしていただいて、例えば今ありましたようなそういう放棄地ですとか、ちょっと利用があまりなされてないような農地があった場合、その農地を近隣の方にあっせんしたりだとか、そういった活動というの、制度上期待されているところがございますので、そういった案件がもしございましたら、事務局のほうに一度ご相談いただいて、100%誰かにあっせんできるというわけではないんですけれども、情報として、事務局の方にご提供いただきたいということと、あわせて、こういった近隣の巡回活動の中です。ね、例えばこちら今回の地域でどういった方が耕作されてるかというような情報を、推進員さんの方で把握などしていただくと、例えば事務局を経ることなく、こういった方がいるのでということ逆で事務局にご提案をいただくような、そういった

形でそういった放棄地っていうものの解消活動ですねっていうことを進めていくっていうこともできるかなというふうに思います。

今、鈴木推進委員さんのお話として南側の耕作放棄地で何とか農業委員会としては解消というところで、市の方では耕作放棄地、一反あたり通常のを、大型のトラクターとかで起こせるものは、一反あたり5万円で、うっそうということで多分雑木とかも大きくなって、重機とか使う場合は、6万円と、全額には当たらないかもしれないですけど農地を再生するような補助もしております、こちらの借り人、耕作放棄地の解消なんかもちよっと別のところで、少し取り組まれたりしてますので、順調に規模の方の拡大とかが進むようであればまたそういう、隣のところになるんで所有者さんとの調整とか見据えて、事務局の方も少し、借り人の方に期待してる部分はございます。状況としてお伝えさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

他にご質問ありませんか。

他にご質問ご意見ないようですのでここで地区の審議を行います。

大体時間は今から15分ぐらいですから3時35分再開ということで、それまで、地域ごとの審議をお願いいたします。

午後3時20分 地区審議

午後3時35分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

先ほどの説明について、事務局の方からお話があるそうですのでそちらを先にお願いたします。

事務局

先ほど、楽田地区の鈴木推進委員さんの方から、利用権の案件につきまして、現地でどういったものを栽培するんですかと

いうご質問に対して、先ほどポットでブドウを栽培するというふうにお答えさせていただいたんですけれども、こちらについて訂正させていただきます。

こちらの該当地のところで栽培されるものが、果樹としてみかん、ブドウもポットで、根域栽培ということで栽培されるのとあわせて野菜も一部栽培されるということで、全体としてこういった果樹と野菜を栽培されるということになるそうですので、申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

議長                   それではですね、総会の方を再開させていただきますが、第32号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についての意見の決定を求めます。

1番について城東地区お願いいたします。

安田委員               城東地区から審議の結果を報告します。

すでに田んぼの畔のところについて水道管が埋設しておったというようなことだそうですので、こちらの方を正式な3条許可で、許可を受けるということのようですので、なおかつ現地の北側道路にしか水道管の埋設がなかったというような事情もあると思いますので、結果につきましては異議なしということで審議の結果は、そのように報告させていただきます。

議長                   ありがとうございます。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第32号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                   それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第33号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について、羽黒地区お願いします。

齊木委員 羽黒地区の齊木と申します。

1番と2番ともに可と認めるということで審議さしていただきました。

よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして3番について城東地区お願いいたします。

安田委員 こちらの案件でございますが、この地区は確か■■■■周辺の宅地化に促進するというエリアに確か入ったのではないかと思いますか。

一応現況も雑種地ということで、支障ないということで結論をしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

確かですね■■■■の周辺地区、■■■■及び、■■■■の調整地域内についても、既存集落の多いところについては、宅地化を前提とした形に編入するような、線引きの改定ではないんですが、そのような説明会が、確か■■■■、■■■■の方でも開催されたと、私ちょっと行ってませんでした、そんなこともあり、大丈夫かと思しますので審議の結果としてはOKということで、ご返事したいと思います。

よろしくお願いします。

事務局 はい。ただいまの安田委員からの内容について補足させていただきます。

先ほど委員の方がおっしゃられた宅地化率、宅地化が促進されている地域ということで、この■■■■ですとか■■■■の付近に関しまして、住宅の建築の要件が緩和されております。都市計画法の34条の11号という規定に基づいて、エリアの指定がされておりました、いわゆる市街化調整区域内なんですけれども、そういった市街化調整区域内の場合、通常ですと分家住



宅といって、地縁的に由来のある方じゃないと、住宅は建てられないというような規制があるんですが、要件が緩和されておりまして、こういった集落にゆかりのないような方ですね、市外の方ですとか、市内でも、この集落にゆかりのない方についても、住宅を建てることができるようになった区域として指定がされました。今回のこちらの■の場所がですね、その区域内に入ってるかどうかというところはですね、手元に区域図がないもんですから、すいません詳細についてはちょっとお答えができないんですけれども、そういったことで補足ということでお伝えさせていただきます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第33号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第34号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

田中委員

はい、審議の結果、可とすることになりました。

議長

ありがとうございました。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第34号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第35号議案、利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員

今回の案件は使用貸借期間10年ということですが、再設定ということでございますので、元気なうちは頑張っただけだと思います。

よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番について楽田地区お願いいたします。

河村委員

結論から言いますと異議なしということで、使用权を許可するという事です。

借り手の方はここら辺で3件目のこの物件になるみたいで、前の2件も適正に管理されてるということで許可したいと思えます。

議長

ありがとうございました。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第35号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告させていただきます。

議案書の10ページをご覧ください。報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理につい

て、今月の報告は1件です。

続いて議案書の12ページをご覧ください。報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は6件です。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお受けしたいと思いますが。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

